

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成18年2月9日(2006.2.9)

【公表番号】特表2005-508570(P2005-508570A)

【公表日】平成17年3月31日(2005.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2005-013

【出願番号】特願2003-525891(P2003-525891)

【国際特許分類】

H 01 L 21/677 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/68 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月9日(2005.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機械的に開放可能なドアを有する容器を受け入れてこれを開放するようになった装置であって、

フレームを有し、前記フレームは、第1の垂直方向ストラット及び第2の垂直方向ストラットを有し、前記第1の垂直方向ストラット及び前記第2の垂直方向ストラットは各々、底部を有し、前記フレームは、前記第1の垂直方向ストラット及び前記第2の垂直方向ストラットの両方の前記底部に固定された下方チャネルを更に有し、前記下方チャネルは、外側取付け面、内側取付け面及び前記外側取付け面と前記内側取付け面との間に位置するポートドア貯蔵領域を備え、

前記外側取付け面に固定された容器前進組立体を有し、前記容器前進組立体は、前記容器を受け入れるようになった支持プレートを有し、

前記第1の垂直方向ストラット及び前記第2の垂直方向ストラットに取外し可能に取り付けられた隔壁プレートを有し、前記隔壁プレートは、開口部を有し、

第1の位置と第2の位置との間で動くことができるポートドアを有し、前記ポートドアは、前記容器の前記機械的に開放可能なドアと結合するようになっていることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記垂直方向ストラットのうちの少なくとも一方は、前記ポートドアを前記隔壁プレートの前記開口部と前記ポートドア貯蔵領域との間で可動的に案内する案内機構を有することを特徴とする請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記隔壁プレートは、前記フレームから個別的に取外し可能であることを特徴とする請求項1記載の装置。